

横浜地方裁判所委員会（第34回）議事概要

1 日時

令和元年5月30日（木）午後2時～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判員制度10年の歩みとこれから

4 出席者

（委員）青田浩一，伊集守直，大竹優子，大友喜一郎，片山隆夫，加藤勝，新見明久，杉原則彦，杉本朗，竹内寛志，時任和子，宮岡等，和城信行（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

（新任委員）竹内寛志，片山隆夫（任命順，敬称略）

(2) 説明者の紹介

梅木裕史（裁判員調整官），鈴木久美子（横浜地方検察庁検事），深澤詩子（神奈川県弁護士会弁護士），岡安知己（神奈川県弁護士会弁護士）

(3) 委員長代理の指名

片山隆夫委員が第二順位の委員長代理に指名された。

(4) 今回テーマに関する説明者の説明

- ① 片山委員から「裁判員制度10年の歩みとこれから」と題して説明
- ② 鈴木検事から「検察から見た裁判員裁判10年」と題して説明
- ③ 深澤弁護士から「弁護人の立場における工夫について」と題して説明
- ④ 岡安弁護士から「横浜地方裁判所小田原支部における裁判員裁判」と

題して説明

(5) 意見交換 (発言 ○委員 □説明者)

- 実際に裁判員を経験された方の多くの方が経験して良かったという声のようですが、逆にここが良くないと問題提起するような声があれば教えてください。それを解決していくことが制度の充実につながるのではないのでしょうか。

裁判員制度そのものはこの10年で定着したと思いますが、我々一般人にその理解が深まっているかという点決してそうではないのかなと思います。10年前は報道各社が大々的に取り上げましたが、今の若い人にはまずこの制度が分からないかもしれません。広報活動に力を入れるというのがみなさん共通の意見でしたけれども、メディアにも制度を理解してもらうための報道が必要だと思います。ただ、今はテレビ離れが厳しく、若い人にどのように広報していくかは大きな課題だと思います。

- 私の経験として一つあるのは、身内の方に被害に遭われた方がいて、裁判員を経験したことでそれを思い出してしまったというお声でした。

裁判官の立場からしますと、最初、候補者のみなさまは、非常に緊張して選任手続期日に来られますが、実際に法廷が始まるとテレビドラマよりよっぽどリアルだということで、次第にのめり込んでいけます。国民性で、裁判員のみなさまが真摯に審理に臨んでいるということは、傍聴席から御覧いただいてもお分かりになると思います。判決まで終わったときの達成感、充実感もその表情から見てとれますので、約96パーセントの方が良い経験だと回答したのも御理解いただけるものと思います。

広報については、今年3月に報道記者の方を対象に模擬評議を行いました。そこでは、今まで見えなかったものがよく分かった、裁判官も悩みつつ意見を言っていることが分かったなどの意見をいただきました。

また、5月8日には、一般公募の42名の方（うち4名は高校生）に参加していただいて模擬評議を行いました。みなさま熱心に意見を述べられ、うち34名の方から満足した、又は自分の意見を言えたというような感想をいただきました。さらに、出前講義というものも行っております。一例ですが、とある公立中学校にお邪魔し、裁判官とその学校関係者の方が講師役となって、中学3年生の生徒160名に説明を行いました。そこでは、裁判員と裁判官がフレンドリーな形で評議をしていることが分かった、是非将来自分もやってみたいといった感想をいただきました。このような法教育を地道にやっていくことが、裁判員制度を御理解・御協力いただくことの糸口になるのではないかと考えております。

- 地道に長期的に継続していく姿勢が大切だと思います。
- 10年前、司法のデスクをやっていて、当時は裁判の劇場化のようなことを懸念し、私たちも少し原稿の書き方を変えました。例えば、取調べ内容の主語として「捜査当局によると」というところをもう少し細かく書いたり、警察での自供の内容は特に慎重に扱おうというようなことです。10年前といえば、まだツイッターやラインはなかったし、フェイスブックもできたぐらいでしたから、今は当時と比べ物にならないほど、こいつは悪いやつだみたいなことが拡散する世の中になっています。世の情勢が変わっていく中で市民感覚を裁判に入れるというのは、そういうところも入れていくということになるのでしょうか。
- 裁判員の方が担当している事件を調べようと思えば、新聞やインターネット等で調べられますし、実際に見ている方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ、裁判員等に選ばれた後には、最初に裁判員法39条に基づき刑事裁判のルールを説明します。その内容は、法廷で調べた証拠だけで判断してください、新聞やテレビ、インターネット等で得た情報は証拠ではありませんといった説明です。裁判員の方にはこれをきちんと

守っていただいております、公正に職務を遂げよう、感情論ではなく客観的に判断しようとしている姿勢を強く感じます。

性犯罪等の量刑が重くなったということは市民感覚の表れだろうと理解しております。強姦致傷や強姦致死などの事件の卑劣さを、市民の方が重視された結果ではないかと理解しております。

- 例えば、裁判員の方が極端な意見を言うてくるケース、本来死刑になるような量刑の事件ではないのに、極端な意見が出されるケースというのはありませんか。
- 評議の内容にも関わるのかもしれませんが、経験上はあります。ただ、そのような御意見について、裁判官が修正するというよりも、ほかの方がそれについて賛同しないという意見を述べてくださることが多く、その中で取れんされていくように感じます。事件について、気持ちの上では強い怒りを覚えるけれども、公平に見たときにはこの程度の量刑だと納得できるという意見を述べられる方もいます。正に証拠に基づく裁判ということ十分に理解し、意識されているのだと思います。
- 5月に入って新聞の一面に多くの記事が載りました。主婦やパートタイマーなどいわゆる普通の人々が裁判員裁判を経験して良かったという意見を述べていることが分かりましたが、その反面、辞退率が高いということも言われており、来たら断るもの、断っていいものと受け取られてしまうのではないかと感じました。辞退率を減らす、辞退者を減らすための工夫というのは何かありますか。
- 辞退率が上がるということは等しく国民の声を裁判に反映させるという制度の根幹を揺るがすことになりかねないと理解しております。

辞退率に関しては、やはり雇用情勢の影響があるのかなと考えております。実際選ばれた裁判員の方に伺いますと、特別休暇制度があつて就業規則上は準公務員のような扱いで送り出してくれるという企業もあれ

ば、やりたいけれども有給休暇だよと言われて、有給休暇が年間20日しかないのに、そのうち10日以上も裁判員裁判に消化させられては困るということをおっしゃる方もいます。

地道な努力として、経験者の方が勤めておられる企業にお邪魔して、広く経営者の方々に説明し、やりがいなどを広めていく出前講義も行っております。平成19年、20年ころは一大キャンペーンを行い、経団連や日商といったところにお邪魔し、どうか気持ちよく従業員の方を裁判員等として送り出していただきたいというお願いをしました。そのころは模擬裁判や模擬評議も繰り返しておりましたが、出席された方は企業の人事や労務関係の方が多かったです。どのようにして従業員の方を送り出していただくかということで、企業の方に御理解いただく必要があります、そういう意味では宣伝不足、広報不足のところもあったのかもしれませんが。

- 司法からというよりは、国民の側から参加しようよというようなキャンペーンがあればいいのかなと思います。
- 当初は裁判員経験者の記者会見も多くありまして、率直に良かったという感想や、裁判官の誘導はなかったとおっしゃっていただいたこともあります。今の横浜地裁のホームページには、裁判員経験者との意見交換会の模様を載せておりますが、更に地道な努力を続けていかなければならないと感じております。
- 少し視点を変えて、被害者や加害者側の声として、例えばもっと審理の時間を取ってきちんと審議をしてほしいとか、きちんと証拠も見せた上で判断してほしいというような意見はありませんか。裁判員の方のケアだけでなく、当事者である被害者や加害者のバランスを考えて制度を創っていくことが重要だと思います。
- 加害者側や被害者側の意向を直接知る機会というのは余りありません

が、例えば凄惨な現場など、加害者の行ったことを端的に表す証拠があれば御遺族の方はそれを踏まえて判断してほしいというお気持ちだということ承知しております。また、加害者側から見ても、証拠の厳選、制限あるいは矮小化がされて量刑が決まってしまったというような懸念があるとするならば、考えなければならぬと思います。

- 被害者や加害者の方も含めた調査があれば、より深みのある制度になっていくのかなと思いました。
- 刺激的証拠のところで申し上げましたけれども、まずは必要性の判断になります。逆に言うと、血の付いた状況や御遺体の状況は裁判員の方がショックを受けるから全て駄目というわけではありません。
- 性犯罪の量刑が重くなったという話がありましたけれども、それは国民の意見を反映したから良かったと捉えてよいのでしょうか。更にもっと軽い犯罪も裁判員裁判にすればいいということになるのでしょうか。
- 誰のための裁判なのかというところを履き違えるとおかしなことになりかねないと思います。つまり裁判員のための裁判員裁判になってしまっただけで、裁判員が倒れないように血は見せないとなるのではなくて、やはり当事者のための裁判で、大切なのは本当に何があったかをきちんと認定することで、その認定の過程に国民の意思、意見を入れるというのが裁判員裁判だと思うので、そこを履き違えないようにする必要があると思います。
- 性犯罪や殺人で厳罰化、量刑が重くなり、これまでと差が出ているのは国民の多様な視点や感覚が量刑に反映されていると言えるかもしれないけど、逆に変化がなくても、それは今までのものがかなり国民の感覚を反映していたものだったんだという解釈もできる。その差をどのように分析されているのかは気になります。その上で、反映された今の国民の視点や感覚がどういうものなのかの分析がどのようになされている

のかも気になるところで、厳罰化に向かっている国民の感情は本当に社会の民主化にとって望ましい感覚なのかという検討も一方で必要ではないか、国民の感覚がそのまま量刑に反映されることがすなわち民主化と言い切れるのかといった視点も必要なのかなという印象を受けました。

- 民主主義というのは何が正しいかはみんなで決めましょうということであり、やはり裁判員を入れて出てきた傾向というのは国民の意思なんだと見ざるを得ないと思います。
- 国民の意見をしっかり反映させるという意味での民主的であることと、それに基づいて民主主義社会を根本で支える部分がどういうものかというところも合わせた議論が必要になるのではないかと思います。
- 裁判員制度になってから、分かりやすくと言われるために、何となく本質がぼやけてきている精神鑑定書を読んだことがあります。何か問題はありますか。
- 精神鑑定は、責任能力が問題となったときに専門家の意見をいただくということになりますが、あくまでも専門的な知見に基づく意見を求めるものですので、分かりやすくというのと専門性のレベルを下げるというのは別問題だろうと思います。
- 精神鑑定にしろ死因の鑑定にしろ、基本的には検察官のほうで立証する事項ですので、検察官からお医者さんに鑑定書の作成を依頼することになりますが、その内容としては従前どおりのものをお願いしています。鑑定書の中身を簡単にしてほしいというような依頼はしておりません。ただ、裁判員裁判で立証するという段階になりますと、やはりそのまま出すのでは裁判員等の理解が深まらないので、このような平易な言い方で間違いがないとか、こういった言い回しで誤解がないかということをお医者さんに確かめた上で、証拠化するときにはこちらで簡単な内容にし、見やすいようにするということは進めております。

□ 確かに、裁判員の方にその場で鑑定書を全部読んでいただくのは無理ですので、できるだけ分かりやすい内容にしようということです。実際の裁判では、精神科の先生に法廷に来ていただき、どのような判断をされたのかを口頭でお話しいただくことが多いと思います。

また、証拠の厳選の話になりますが、限られた日数で、かつ裁判員の方に入っていただくことから、主張も立証も以前のように精緻なものというのは難しいと思います。実際、誰のための裁判だと被告人に言われたこともあります。ただ逆に、証拠の厳選をしてもらって良かったという方もいますし、被害者の中にもきちっと見てほしいという方もいれば、御家族の悲惨な写真を法廷でさらされることに耐えられないという方もいるので、千差万別です。弁護側としても、事案を正しく伝えて正しい判断をしていただくために、どこまで伝え、見ていただくかということとを常に課題として考えていかなければいけないと思っています。

○ 裁判員を経験された方ではなく、裁判所内部、特に裁判官がこの制度ができたことによってここが変わった、ここが良くなったというような感想をお持ちかを伺いたいと思います。従来の裁判所のスタイルを大きく変えることになったと思いますので、この制度が始まる前に積極的にやってみたいと思われる方は少なかったのではないのでしょうか。

それから、弁護士としてどう思うかということで、私の回りの弁護士の実感ということでいえば、確実に良くなったという弁護士はいます。それは、我々の仕事は被疑者、被告人の人権を擁護するということですが、確実に刑事裁判官に我々の話をより聞いていただける局面ができたという感想です。ただ一方で、審理を早く進めるためにやや丁寧さに欠けるのではないかと言う弁護士もいます。我々はささいなことでも被告人のために丁寧に説明しなければいけないのに、その丁寧さができないということで、従前の裁判のほうが良かったのではないかと言う弁護士

もいます。性犯罪の量刑が重くなっているということについては、我々が丁寧な立証をすることができない結果そうなのだとすれば、非常に後悔が出てくると言えるのではないかと思います。

○ 私は、精密司法とか調書裁判と言われた時代に刑事裁判をやっておりました。そのときは、重い記録を家に持ち帰る、土日に役所に来て読み込むといったことを繰り返し、その中で証拠の見落としがないか、矛盾がないかと証拠を全部見ていき、納得のいくまで考えて判決を書くという作業をしておりました。これが裁判員裁判では、記録は大体400ページ、多くても五、六百ページあるかどうかです。それだけ凝縮されたということになりますが、その代わりに、法廷でよく審理を見るということになりました。裁判官3人と裁判員6人が対等な関係として向き合い、その中でできる限り満遍なく意見が出るようにしたいと思っておりまして、本当にびっくりするくらい鋭い指摘をされる方もいらっしゃいます。そうすると、自分も改めて反省させられ、更に裁判員と話し合うということを経験します。そういう意味で審理自体の深み、厚みが増したと感じますし、平易でかつ視野の広がりのある判決を書こうという意識でやっておりますので、それが裁判員裁判だけでなく、通常の裁判官だけの判決にもその意識が表れてきていると思います。

○ 最初の話に戻りますが、やはり地道な広報活動が重要だと思います。金融の世界でも同じように地道な広報活動をやっております。全国各都道府県に金融広報委員会というのを設置し、それを取りまとめる中央組織があります。そこで力を入れているのはやはり学校教育で、成年年齢が引き下がるというものもありますが、金融商品や金融取引、契約、そういう金融に関するノウハウ、知識を普及していく活動をしています。方法としては、各地のボランティア、民間の方、資格を持っている方にアドバイザーになっていただき、話をする、セミナーをする、あるいは

学校に行って出前授業をするといった活動です。

裁判員制度も経験された方が全国に10万人近くいるということですので、そういった方の協力を得て、また法曹三者が連携し、全国的に地道に制度の重要性や、なぜこれが必要で、これによって何が変わるのかといったことを伝えていく活動が必要なのかなと思います。

それから、裁判員制度そのものの評価ということだけでなく、やはり目的は国民の司法に対する信頼性が高まっているのか、下がっているのか、この10年でそこがどう変わったのかを少し見えるようにする必要がありますのかなと思います。先ほどの加害者や被害者の意見、あるいは余りに分かりやすくすることの是非なども含めて、国民は今の司法、裁判員裁判を含めた司法制度改革の結果についてどういう評価をしているのかということについても、どこかのタイミングで整理し、それを踏まえて、改善が必要であれば改善していくということも必要なのかなと感じました。

(6) 次回の予定

ア テーマ

「民事訴訟手続のIT化について～横浜地裁の取組状況～」

イ 開催日時

令和元年11月21日（木）午後3時30分～午後5時30分

以上